

大治町長 殿

大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により次のとおり申告(申請)します。

通知書番号(01234567890)

①

土地所有者又は共有の代表者

住 所	大治町大字馬島字大門西1-1	
氏 名 名 称	(ふりがな)おおはるたろう 大治 太郎	外 名
電 話 番 号	052-444-2711	

提出期限は、令和●年●月▲日 です。

連番 ②	土地の所在地	登記地目	地積 (m ²)	所有者以外の受益者(借地人などの権利者)		権利の種類 (注1)	備考欄
		現況地目		③ 住 所	氏 名		
	馬島字大門西1-2	宅地	200.0	大治町大字馬島字 大門西1-2	大治 次郎	1 賃貸借	
		宅地				2 その他	
						1 賃貸借	
						2 その他	
						1 賃貸借	
						2 その他	
						1 賃貸借	
						2 その他	
						1 賃貸借	
						2 その他	

- (注) 1 この申告書は、大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により、土地所有者から提出していただくことになっています。 /
- 2 この申告書は、現在の公簿に基づき、あなたの所有地を記入しています。もし誤りがあれば訂正してください。
- 3 この申告書は、必ず期限までに提出してください。提出がない場合は、大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第16条の規定により町長が受益者を認定します。
- 4 同一の土地について2人以上の受益者がある場合は、代表者を定めて申告してください。

下水道事業受益者申告書の記載方法について

- ① 土地所有者の住所・氏名・電話番号を必ず所有者本人が記入すること。なお、共有の場合は代表者が記入することとし、所有者合計の人数となるよう「外名」の欄に人数を記入する。
- ② あらかじめ記入された状態であるため、誤りがないかを確認し、必要に応じて訂正すること。
- ③ 借地等の理由で所有者以外が受益者となる場合に記入する。(受益者負担金の請求先が変わります) 該当しない場合は記入不要。

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

大治町長 殿

大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第7条の規定により次のとおり申請します。

賦課年度	令和●年度
通知書番号	01234567890

令和●年 ●月 ▲日
受益者
住所 **大治町大字馬島字大門西1-1**
氏名 **大治 太郎**
(電話 **052-444-2711**)

申請理由	③ 土地係争中のため					
徴収猶予期間	令和●年●月●日 ~ 令和▲年▲月▲日 境界が確定するまで					
④ 土地の所在地	登記地目	現況地目	受益地積(m ²)	徴収猶予の金額(円)	備考	
大治町大字馬島字大門西1-2	宅地	宅地	67.89	18.300		
合 計						

- (注) 1 この申請書は、下水道事業受益者申告書(様式第1号)と同時に提出してください。
2 この申請書は、下水道事業受益者申告書(様式第1号)に記入した受益者ごとに作成してください。
3 賦課年度と通知書番号の欄には、下水道事業受益者申告書(様式第1号)に記載されている年度及び番号を記入してください。

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書の記載方法について

- ① 下水道事業受益者申告書に記載されている内容を記入する。
- ② 下水道事業受益者申告書に記載した受益者の住所・氏名・電話番号を記入する。
- ③ 猶予申請の理由について「係争中」、「災害・盗難」など分かりやすく記入する。なお、期間については係争中の場合、境界確定まで、災害・盗難の場合は2年間となる。
- ④ 猶予の対象となる土地について下水道事業受益者申告書の記載内容と同様に記入する。ただし、受益者負担金額については面積（㎡）×270円で計算の上記載すること。（減免は考慮しない）

下水道事業受益者負担金減免申請書の記載方法について

- ① 下水道事業受益者申告書に記載されている内容を記入する。
- ② 下水道事業受益者申告書に記載した受益者の住所・氏名・電話番号を記入する。
- ③ 減免に当たる理由について記載する。なお減免の理由については以下の表を参考にする。
- ④ 下水道事業受益者申告書に記載した住所等を記入する。受益者負担金額については受益地積 (㎡) × 270 円 (百円未満切捨て) となる。また、減免率については以下の表のとおりであるため、受益者負担金額に減免率を乗じた額を減免金額とする。

○ 減免申請理由一覧表

減免の事由	減免率 (%)
公立の小学校・中学校	75
老人福祉センター 総合福祉センター	75
消防署・警察署 保健センター	50
町公民館・スポーツセンター	75
水道事業用地・交通事業用地	25
公の生活扶助を受けている方	100
国・県・町が指定した文化財	100
私立の学校・幼稚園 私立の保育園・老人ホーム	75
公民館・集会所	100
消防団倉庫・消防用品格納庫 防火水槽等	100
供用開始日から3年以内	20